

# 令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

## 1. 令和6年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

## 2. 環境配慮契約に係る事項

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④建築物の設計、維持管理及び改修に係る契約、⑤産業廃棄物の処理に係る契約について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

### ① 電気の供給を受ける契約

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 契約期間    | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 |
| 予定使用電力量 | 15,961,961 kWh     |
| 契約方式    | 裾切り方式              |
| 事業者名    | 北陸電力株式会社           |

## ② 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

令和6年度において購入及び賃貸借に係る契約をそれぞれ1台分、購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

## ④ 建築物の維持管理に係る契約

令和6年度において3件契約を行った。温室効果ガス等の排出の削減についての工夫の余地がない業務のため、一般競争契約（最低価格落札方式）による入札を実施した。

また、建築物の改修に係る契約について、省エネ改修事業に係る設計の契約を1件行った。

なお、③船舶の調達に係る契約、⑤産業廃棄物の処理に係る契約については該当する案件がなかった。